

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
九州技術事務所長 新保 二郎

見 積 依 頼 書

下記について購入したいので見積書を提出願います。

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 件 名 | 図書「2022年制定 コンクリート標準示方書〔基本原則編〕」外購入 |
| 1 納 入 期 限 | 令和 8年 2月27日まで |
| 1 納 入 場 所 | 九州技術事務所 |
| 1 仕 様 書 等 交 付 場 所 | 電子調達システム（調達ポータル）により交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）
ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手ができない場合は、下記連絡先に問い合わせること。

電子調達システム（調達ポータル）のURL
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/ |
| 1 仕 様 書 等 交 付 日 時 | 令和 7年12月15日 9時00分 から
令和 8年 1月 8日17時00分 まで |
| 1 見 積 書 提 出 場 所 | 九州技術事務所 総務課 |
| 1 見 積 書 提 出 期 限 | 令和 8年 1月 9日17時00分 |
| 1 見 積 決 定 通 知 日 | 令和 8年 1月13日 |
| 1 見 積 方 法 | 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を見積書に記載すること。 |
| 1 契 約 保 証 金 | 免除 |
| 1 内 訳 書 及 び 仕 様 書 | 交付する。 |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否 | 契約金額が150万を超える場合は要 |
| 1 競 争 参 加 条 件 | 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「九州・沖縄地域」の競争参加資格を有する者であること。 |
| 1 支 払 条 件 | 精算払 |
| 1 火 災 保 険 の 付 保 の 要 否 | 否 |
| 1 そ の 他 | (1) 電報による見積は認めない。
(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積は認める。
(3) 見積の決定を受け、契約の相手方となる者は、暴力団排除に係る別添の誓約書を見積の決定後7日以内に当職に提出すること。
誓約書の提出をしない場合には、契約条件に違反した者が行った見積として、当該契約を取りやめる場合がある。
(4) 九州地方整備局随意契約見積心得及び九州地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領及び注意事項を熟読のこと。

九州地方整備局随意契約見積心得
https://www.qsr.mlit.go.jp/nyusatu_ioho/index.html

九州地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領
https://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/office/nyukei/open_counter.html |

本件責任者
九州技術事務所 総務課長 鎌手 あずさ
担当者
九州技術事務所 総務課 国土交通事務官 久野 龍太
連絡先1：0942-32-8245（代表）
連絡先2：0942-32-8248（直通）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、図書「2022年制定 コンクリート標準示方書〔基本原則編〕」外購入の契約満了までの将来においても該当しないことを誓約します。

また、この誓約が虚偽であった場合、発注者が当該契約の契約解除請求をすることについて、一切の異議を申し立てず、当該解除請求に応じることについても誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 6 当契約に関する物品に係る調達契約その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結する予定、又は契約を締結している。
- 7 1から5までのいずれかに該当する者を物品に係る調達契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者から当該契約の解除を求められ、これに従わなかったとき。

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局 九州技術事務所長
新保 二郎 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：